

きのくに住宅ローン

令和3年4月1日現在

商品名

きのくに無担保住宅ローン

保証会社

・一般社団法人しんきん保証基金

融資対象者

- ・当金庫の営業地区内に居住、または住所を有する事業所に勤務する個人
 - ・満20歳以上70歳未満で、最終返済時の年齢が満80歳以下の方
 - ・安定継続した収入があり前年年収150万円以上である方
 - ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
 - ・原則当金庫所定の団体信用生命保険に加入できる方
- 但し、就業不能保障付3大疾病団信は、実行時満年齢51歳未満、完済時75歳未満の方
- ・自己(同居家族を含む)所有物件である方
 - ・仮差押・差押・競売の申請、破産・民事再生手続等の申立(予定を含む)、取引停止処分、延滞債務等の信用不安はない方

資金使途

- 申込人が居住している自宅に関する次のいずれかに該当する資金
- ① 不動産の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム(増改築・修繕)資金およびそれに伴う諸費用
※上記①に付随して必要となるインテリア等購入資金(100万円以内)も含めることができます。
※土地のみの購入資金は、隣地購入、底地購入を対象とできます。
※上記①にかかる住宅ローンの不足資金は対象外です。
 - ② 上記①を資金使途として当金庫を含む金融機関および信販会社(消費者金融を除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金、ならびに借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
 - ③ 上記①を資金使途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローン(借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないもの)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料
- *申込人が居住しない場合(その家族が居住)であっても、申込人が所有(共有を含む)している自宅であれば取扱可能です。

	<p>④空き家解体に関する次の資金であり、支払先に振込できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> i 空き家解体費用およびそれに伴う諸費用(滅失登記費用等を含む) ii 申込人が④を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社(消費者金融は除く)から借り入れたローン(無担保)の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料 <p>※①は、申込時時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金(工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る)も可</p> <p>事業性資金、支払先が申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金のいずれにも該当する場合はご利用いただけません。</p>
融資金額	<ul style="list-style-type: none"> ・2000万円以内(1万円以上1万円単位、単位以上切り上げ可) (一社)しんきん保証基金が保証する他の無担保ローンの合計が3000万円以内とさせていただきます。 ※団体信用生命保険を付保いただけない場合は、1000万円以内とさせていただきます。 また、空き家解体に関する資金は、500万円以内
融資期間	<ul style="list-style-type: none"> ・3か月以上20年以内(1ヶ月単位)
融資形式	<ul style="list-style-type: none"> ・証書貸付
返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等返済(半年毎の増額返済併用可)
団体信用生命保険	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、団体信用生命保険の加入を条件とします。
融資利率	<ul style="list-style-type: none"> ・変動金利のみ 利率は当金庫所定の利率(保証料含む) ・お借入期間中の金利変動について 【変動金利】 毎年4月1日、10月1日の当金庫所定の住宅ローンプライムレートを基準として年2回見直しを行います。見直し後の新利率はそれぞれ翌々月の約定返済日の翌日から適用します。その場合長期プライムレートの変更幅と同じだけ引き上げ、または引き下げられます。 ・現在の金利については、窓口でお問い合わせいただくか、またはインターネット上のホームページをご覧ください。
金利引下げ	<ul style="list-style-type: none"> ・金利引下条件 以下の①から⑦までの2項目で$\Delta 1.00\%$、⑧の基準を満たす方はさらに$\Delta 0.35\%$金利引下げいたします。 最大 $\Delta 1.35\%$金利引下げ致します。

	引下げ項目	引下げ基準	引下げ幅
	① 給与振込	ご本人のみ	各 年0.50% 最大年1.00%
	② 年金	同居家族を含む 新規指定の場合、当金庫営業区域内のご紹介も可	
	③ 定期預金	50万円以上かつ 1年以上 同居家族含む	
	④ 定期積金	毎月1万円以上かつ3年以上 同居家族含む	
	⑤ 公共料金	3項目以上 同居家族含む	
	⑥ カードローン保有	ご本人のみ	
	⑦ 当金庫住宅ローン	利用あり フラット35を含む	
	⑧ 借入金額、資金用途等が当庫所定の基準を満たす方	コスモス50点以上・借換資金 エコリフォーム・バリアフリー化資金 自己資金が20%以上 紀州材を使用した住宅	
担保	・ 不要		
連帯保証人	・ 原則不要		
お申込時にご用意いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご印鑑（普通預金お取引印） ・ 本人確認資料 健康保険証、および運転免許証（表裏）を徴求。 申込人が運転免許証を取得していない場合は次のいずれかを徴求 パスポート、顔写真付住民基本台帳カード（表裏）運転経歴証明書（表裏） ※日本国籍以外の方は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認させていただきます。 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ・ 年収確認書類（融資金額100万円以下は不要です） 次のいずれかをお願いします。 市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（住民税決定通知書、住民税納税通知書、納税証明書その2(所得金額用)等） 確定申告書の控（税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付） 源泉徴収票 給与明細書（給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合） 年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳・電算機打出資料（前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの） 市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類 住民税決定通知書、納税証明書その2 源泉徴収票または税務署、市区町村の文書收受印のある確定申告書（控）（インターネット利用による申告の場合は受信通知添付） ・ 資金用途確認書類 		

資金使途ごとに定める対象物件の全部事項証明書（申込日時点で発行日から 3 ヶ月以内のもの）

資金使途	徴求対象物件
不動産の購入資金	購入するすべての土地・建物
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物
ローン（無担保）の借換え資金	借換え対象となる建物
住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物

※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可

- ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳
- ・不動産の購入資金の場合は、売買契約書

手数料

- ・ 新規実行時 11,000円（税込）
- ・ 一部繰上返済・全額繰上返済時 5,500円（税込）
- ・ 条件変更 11,000円（税込）

苦情処理措置

- ・ 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または営業統括部 お客さま相談課（9時～17時、電話：073-432-7118）までお申し出ください。

紛争解決措置

- ・ 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記営業統括部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。

本商品はきのくに信用金庫の住宅ローンです。一般社団法人しんきん保証基金はお客様からの委託をうけて保証会社として本商品のお借入について、きのくに信用金庫に対して保証します。

*審査結果によっては、ローン利用のご希望にそえない場合がございますのでご了承ください。

*詳しくは営業店窓口へお問い合わせください。

*きのくに信用金庫の窓口で返済額の試算ができます。